

## 久留米市社会福祉審議会 傍聴要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、久留米市社会福祉審議会(以下、「全体会」という。)、久留米市社会福祉審議会条例第6条に規定する専門分科会(以下、「分科会」という。)及び久留米市社会福祉審議会運営要綱第6条に規定する審査部会(以下「審査部会」という。)の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の非公開)

第2条 委員長は、全体会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

2 分科会長は、分科会に諮り、当該会議を非公開とすることができる。

3 審査部会は、当該会議を非公開とする。

### (傍聴手続き)

第3条 傍聴を許可する者(以下、「傍聴者」という。)の定員は、全体会については15名以内、分科会については5名以内とする。ただし、開催会場の都合により許可する人数を制限することがある。

2 傍聴を希望する者(以下、「傍聴希望者」という。)は、全体会又は分科会の開会時刻までに、開催会場で受付をし、委員長又は分科会長の許可を得たうえで、係員の指示に従い会場に入室すること。なお、会議開会後の入場は認めない。

3 傍聴希望者は、会議の当日、開会予定時刻の30分前より受付を行う。

4 傍聴希望者が、会議開会予定時刻の15分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により、傍聴者を決定する。なお、会議開会予定時刻の15分前の時点で定員を越えない場合については、会議の開会予定時刻までに受付けた者に限り先着順で傍聴を認める。

### (傍聴席)

第4条 傍聴者は、指定された場所で傍聴しなければならない。

### (傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次項に定める事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴すること。

(2) 傍聴者は、発言をすることはできない。また、傍聴者は、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(3) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(4) 示威的行為をしないこと。

(5) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。

(7) 会場において、委員長又は分科会長の許可なく、委員会の模様の録音・撮影等を行わないこと。

(8) みだりに傍聴席を離れないこと。

(9) その他、会場の秩序を乱し、委員会開催の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、次の場合は、すみやかに退場しなければならない。

- (1) 第2条第1項及び同条第2項の規定により、委員長又は分科会長が当該会議を非公開と宣言し、傍聴者の退場を命じたとき。
- (2) 全体会又は分科会における議案の審議が終了したとき。

(係員の指示)

第7条 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第8条 委員長又は分科会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な命令をすることができる。

2 委員長又は分科会長は、傍聴者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは傍聴者を退場させることができる。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることとはできない。

附 則

この要領は、平成20年5月2日から施行する。

この要領は、平成22年5月14日から施行する。

